

## 令和4年度人事行政の運営等の状況について

### 1 任免及び職員数について

#### (1) 採用及び退職内訳

区 分	採用者数(人)	区 分	退職者数(人)
初級(一般事務)	3	定年退職	2
初級(身体に障がいがある方)	1		
上級(一般行政)	5	普通退職	10
上級(保健師)	2		
社会人(一般行政)	2	勸奨退職	2
社会人(土木技術)	1		
合 計	14	合 計	14

#### (2) 職員数(各年4月1日現在)

部門	区 分	職員数(人)		増減(人)
		令和3年度	令和4年度	
一般行政	議 会	3	3	0
	総 務	52	50	△ 2
	税 務	12	12	0
	民 生	21	21	0
	衛 生	18	20	2
	農林水産	14	17	3
	商 工	7	8	1
	土 木	19	17	△ 2
特別行政	教 育	20	18	△ 2
公営企業等	水 道	5	6	1
	下 水 道	4	5	1
	そ の 他	16	17	1
総 合 計		191	194	3

#### (3) 職員数の推移について

区分	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員数(人)	188	186	192	191	194
増減(人)	5	△ 2	6	△ 1	3

### 2 職員の人事評価の状況

業績評価及び能力評価の実施をしました。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 職員の給料、諸手当について

##### ① 給料(一般行政職員)

区分	初任給	経験年数			平均給料月額	平均年齢
		10～15年	15～20年	20～25年		
高校卒	150,600円	255,500円	263,400円	335,300円	290,900円	38.6歳
大学卒	182,200円	270,300円	316,500円	358,600円	299,200円	39.0歳

##### ② 諸手当について

手当区分	対象区分		手当額	支給職員数	平均支給額
扶養手当 (月額)	配偶者		6,500円	90人	20,000円
	子		10,000円		
	父母等		6,500円		
	その他(満15歳～満22歳の間加算)		5,000円		
住居手当 (月額)	自己所有		8,000円	151人	15,900円
	借家	家賃18,000円以内	7,000円控除後額		
		家賃18,000円以上	27,000円限度支給		
通勤手当 (月額)	公共交通機関通勤者		6ヶ月定期等価格により一括支給	85人	10,100円
	車等による通勤者		通勤距離に応じて31,600円を上限に支給		
	※通勤距離が2km以上の職員を対象に支給				
管理職手当 (月額)	部長職		給料月額の18%	39人	57,800円
	課長職		給料月額の13%		
時間外休日勤務手当 (月額)	平均取得時間:11.05時間/月			203人	23,555円
期末勤勉手当 (年額)	期末手当	6月期	1.20月分	188人	1,416,700円
		12月期	1.20月分		
	勤勉手当	6月期	0.950月分		
		12月期	0.950月分		
	※職務の級による役職加算有(5～15%)				
寒冷地手当 (年額)	世帯主の職員	扶養有	116,800円	189人	85,000円
		扶養無	65,300円		
	その他の職員		44,000円		

手当区分	対象区分	手当額		支給職員数	平均支給額
退職手当	勤続年数	定年、勸奨	自己都合	12人	9,296,090円
	20年	24.58月分	19.66月分		
	25年	33.27月分	28.03月分		
	35年	47.70月分	39.75月分		
	※いずれも最高限度月数は47.70月分				

(2) 特別職などの給料等について

区 分	給料月額	期末手当
町 長	850,000円	年間3.3ヶ月分
副町長	700,000円	
教育長	610,000円	

(3) 特別職の報酬等について

区 分	報酬月額	期末手当
議 長	310,000円	年間4.2ヶ月分
副議長	260,000円	
議 員	240,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況について

勤務時間(1週間)	始 業	終 業	休憩時間	週 休 日
38時間45分	8時45分	17時15分	45分	土・日曜日

(2) 年次有給休暇の状況

総付与日数	総取得日数	職員数	1人当たり平均取得日数
7,392日	2,282日	195人	11.70日

※年次有給休暇については、年単位の付与のため令和4年分の日数

5 職員の休業に関する状況

区 分	男性職員	女性職員
育児休業取得者数	0 人	1 人
部分休業取得者数	0 人	0 人
育児短時間勤務取得者数	0 人	0 人
自己啓発等休業	0 人	0 人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

区 分	件数
分限処分	6 件
懲戒処分	1 件

## 7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条に基づき、職員にはさまざまな義務(服務規律)が課せられています。  
 服務規律違反の事案 0件

## 8 職員研修の状況

令和4年度研修修了者 のべ132人

【内訳】

区分	研修科目	受講人数
職位に求められる能力を習得するための研修	指導能力研修	5人
	管理能力研修	3人
専門研修	税務事務(基礎)≪固定資産税課税≫研修	1人
	税務事務(基礎)≪市町村民税課税≫研修	2人
	税務事務(応用)≪市町村民税課税≫研修	1人
	文書作成能力向上研修	1人
	窓口対応マナー研修	1人
	プレゼンテーション研修	1人
	オンライン・コミュニケーション研修	1人
	自治体の契約事務研修	1人
	法務専門研修	1人
	空知・石狩地区法務実務入門研修	3人
	空知・石狩地区政策法務研修	2人
	石狩地区法務基礎研修	4人
	政策マーケティング・リサーチ研修	3人
講師養成	新規採用基礎・初級職員研修講師養成講座	5人
	中級職員研修講師養成講座	5人
	研修講師フォローアップ研修	2人
採用1年目～4年目を対象とした基礎的な研修	当別町新規採用職員研修	12人
	石狩管内町村等新規採用職員基礎研修	12人
	石狩管内町村職員等初級研修	19人
	石狩・空知地区合同町村職員中級研修	11人
	さっぽろ連携中枢都市圏市町村対象新規採用後期研修	12人
自主研修	都市構造再編集中支援事業先進視察	1人
	姉妹都市相互の特産品販売の在り方、道の駅他視察及び調査研修	1人
	防災フォーラム受講及び東日本大震災被災地視察	2人
その他	メンタルヘルス研修(課長職、主幹職)	9人
	メンタルヘルス研修(新規採用職員)	11人
受講人数合計		132人

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生について

地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について実施しなければなりません。

また、職員は北海道市町村職員共済組合、北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の充実を図っています。

区分	事業内容
当別町職員健康診断	総合健康診査及び健康診断の実施 (受診人数:総合健康診査 130人、健康診断 71人)
当別町職員健康相談	産業医による健康相談の実施(年11回実施、相談人数 27人)
当別町職員福利厚生会	公務員としての自覚と認識を保持し、会員相互親睦を目的とし会員の福利厚生に関する事業等を実施 (会員掛金 給料月額×1000分の5)
北海道市町村職員共済組合	北海道市町村職員共済組合HPを参照 ( <a href="http://www.hokkaido-kyosai.jp/">http://www.hokkaido-kyosai.jp/</a> )
北海道市町村職員福祉協会	北海道市町村職員福祉協会HPを参照 ( <a href="http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/">http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/</a> )

### (2) 公務災害と通勤災害の状況について

区分	発生件数
公務災害認定	0件
通勤災害認定	0件